

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成26年分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表)

財産を取得した人の氏名				(各人の合計)					
区 分				㊦ 修正前の 課 税 額	㊧ 修 正 額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	㊦ 修正前の 課 税 額	㊧ 修 正 額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
課 税 価 格 の 計 算	取得財産 の 価 額	農業相続人 (第12表㊥)	㊦	円	円	円	円	円	円
		その他の人 (第1表㊦＋第1表㊧)	㊧						
	債務及び葬式費用の金額 (第1表㊨)		㊨						
	純 資 産 価 額 (㊦－㊨) 又は (㊧－㊨) (赤字のときは0)		㊩						
	純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額 (第1表㊫)		㊫						
	課 税 価 格 (㊩＋㊫) (1,000円未満切捨て)		㊬	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相 続 税 の 総 額 (第2表㊭)		㊭	00	00	00			
	あん分割合 $\left(\frac{\text{各人の㊮}}{\text{㊦}}\right)$		㊮	1.00	1.00				
	算 出 税 額 (㊭×各人の㊮)		㊯	円	円	円	円	円	円
	農業相続 人の納税 猶予の基 となる税 額	相 続 税 の 総額の差額	㊰	00	00	00	この欄には、第1表の㊭欄の金額からこの表の㊭ 欄の金額を控除した金額を記入します。		
		農業投資価格超 過額 (第12表㊱)	㊱	㊦	㊦		円	円	円
		各人へのあん分額 ($\frac{\text{㊰} \times \text{各人}}{\text{㊱}}$)	㊲						
	各 人 の 算 出 税 額 (㊯＋㊲)		㊳						

- (注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名									
区分				① 修正前の課税額	② 修正額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑫の金額)				①	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤×上の表の各農業相続人の⑫の金額)				②					
納税猶予税額の計算上の税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑬+⑭)の金額				③					
上の表の⑨の各農業相続人の算出税額				④					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤×上の表の各農業相続人の⑫の金額)				⑤					
(③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)				⑥					
農地等納税猶予税額(①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)				⑦	00	00	00	00	00

- (注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の①又は⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑤欄に記入する金額は、⑤欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑦欄の⑦欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑤欄の金額は、⑦欄の⑦欄の金額を超えることができます。